

# 労働審判

# 労働審判

- **司法制度改革**立法の1つとして、労働審判法（2004年公布、2006年施行）が作られた。
- **地方裁判所**で行われる。
- 労働審判委員会は、裁判官1名と**労働審判員**2名で組織する。労働審判員は、労働者又は使用者の立場で実際に労働紛争の処理等に携わった経験があるもの。
- **個別労働紛争**が対象。（集団労働紛争でなく）
- 原則として**3回**以内の期日で、**調停**を試み、解決に至らない場合には、**審判**を行う。

# 労働審判(続)

- **書面一括提出主義**がとられ、申立人・相手方それぞれが、期日より前に主張と証拠を一括して提出する義務を負う。この影響もあり、弁護士選任率は8割を超える。
- 期日における**直接口頭主義**なども評価されている。
- 労働審判の手続構造を民事一般に応用する試みもなされている。浅見宣義(2011年)、菊池浩也=藤田正人(2011年)など。
- 行政型ADRである個別労働関係紛争解決促進法(2001年)に基づく労働局あっせんに比べて、解決金額が高く実効性が評価されている。濱口桂一郎(2016年)。